

(訟ろ－02)

平成25年3月27日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 福田 千恵子

最高裁判所事務総局総務局第三課長 植村 直樹

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う留意点について（事務連絡）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）の一部を改正する法律（平成24年法律第53号。以下「改正法」という。）の公布等については、平成24年8月2日付け最高裁民二第006386号民事局長通知によりお知らせしたところですが、改正法のうち、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センター（以下「適格都道府県センター」という。）が指定暴力団等の事務所の付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）に代わって当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度（以下「本制度」という。）が導入され、平成25年1月30日から施行されています。

本制度は、付近住民等が原告となって事務所使用差止請求をするという現行法の下では、暴力団等からの妨害や報復を恐れて付近住民等が請求を躊躇するという問題があったため、適格都道府県センターが付近住民等から授権を受けて原告になる制度を創設し（任意的訴訟担当）、もって、付近住民等に対するリスクを軽減しようとしたものであり、改正法の成立に当たっては、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ、暴力団事務所の使用差止請求等に係る裁判において

は、証言を行う者が暴力団等から精神的な圧迫や危害を受けないよう、十分な配慮が望まれる旨の附帯決議がされています。裁判所においても、改正法が成立した背景等を踏まえ、本制度に基づく訴えが提起された際には、その取扱いにつき配慮をする必要があります。改正法の趣旨等については、最近の暴力団情勢を踏まえた対策の在り方を検討するために開催された暴力団対策に関する有識者会議の報告書 ([http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki/20120105\\_houkokusyo.pdf](http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki/20120105_houkokusyo.pdf)) が参考になりますので御覧ください。

なお、改正法のポイント及び本制度における一般的な留意点について、別紙のとおりまとめましたので、事務処理の参考にしてください。また、本制度が設けられた趣旨に照らし、あらかじめ、具体的に訴えが提起された場合に備えて受付事務の在り方を検討するなどして、適切な事務処理態勢を整えるようにしてください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から周知してください。

(別紙)

## 第1 改正法のポイント

### 1 当事者

適格都道府県センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等で、当該事務所の使用等の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するという制度が導入された（改正法による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の4）。

### 2 任意的訴訟担当制度

本制度は任意的訴訟担当制度である。現在、法律上認められている任意的訴訟担当制度としては、当事者となり得る者の中から手続追行者を選定する民事訴訟法（以下「民訴法」という。）第30条の選定当事者のほか、区分所有者に選任された管理者（建物の区分所有等に関する法律第26条第4項）や債権の管理回収業務の委託を受けた債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第11条第1項）がある。

## 第2 一般的な留意点

付近住民等が暴力団から被害や報復を受けるリスクを軽減し、暴力団等に対する事務所使用差止請求を十全になし得るようにするという改正法の趣旨及び附帯決議からは、本制度の運用に当たっては、裁判所は、付近住民等の委託者や証言を行う者が暴力団等から妨害や報復を受けないよう配慮することが求められる。他方、本制度においては、記録の閲覧謄写について特別の規定は設けられておらず、被告から閲覧謄写の申請があった場合には、民訴法第91条の規定に基づいて処理することとなり、これを拒むことはできないことから、付近住民等の特定に関する情報が記録化されて閲覧謄写の対象となると、前記本制度の趣旨が没却されることになりかねない。

そこで、事務処理を行うに当たって、以下のような点に留意する必要がある。

## 1 書面提出時における留意点

### (1) 訴状等における委託者の住所等の記載

本制度が任意的訴訟担当制度であることからすれば、原告である適格都道府県センターは、訴状等において確定判決の効力の拡張を受ける委託者（民訴法第115条第1項第2号）を特定するとともに、委託者が当該事務所の使用によりその生活の平穩又は業務の遂行の平穩が違法に害されている付近住民等であることを主張する必要があると考えられる。また、適格都道府県センターが裁判所に訴状等を提出する際には、付近住民等から委託を受けたことを証明する書類（以下「受託証明書」という。）を提出することも必要となる。したがって、これらの書面には、委託者の氏名及び住所（以下「住所等」という。）が記載されることが予想される。

ところで、一般に訴訟手続においては、住所等により人を特定することが多いが、その方法は、必ずしも正確な住所等によらなければならないわけではなく、これまでも、訴状等における当事者の住所の記載に関して、事案に応じた柔軟な取扱いがされてきたところである（平成17年11月8日付け最高裁判所事務総局民事局第二課長、同家庭局第一課長及び同総務局第一課長事務連絡「訴状等における当事者の住所の記載の取扱いについて」参照）。そうすると、本制度においては、訴状等の受付の段階では、委託者の正確な住所等の記載を厳格に求めることはせず、住所等の一部に省略等がある訴状等であっても受け付けることが相当と考えられる。

### (2) 窓口における教示

当事者が裁判所に提出する書面については、本来、書面を提出する当事者又は代理人が、その記載内容が訴訟記録となることについて支障がないかどうかを検討すべきものであって、本制度においても、裁判所が記載内容の相当性を確認しなければならない責任を負うものではないから、原告又は代理人から提出された書面について、裁判所において、被告に知られ

ると支障のある情報が記載されていないかどうかを確認する必要はない。

しかしながら、原告又は代理人が本来なすべき配慮をしないまま、委託者の正確な住所等が記載された書面を提出し、これが訴訟記録となったときには、裁判所は被告からの閲覧謄写を拒むことができず、本制度が導入された趣旨が没却されかねない。

そこで、裁判所としては、訴状の受付時などの審理の当初段階において、あらかじめ、原告又は代理人に対し、①提出された書面は訴訟記録の一部となり、同書面に記載された事項については、被告に知られる可能性があること、②原告又は代理人としては、被告に知られると被告やその関係者から妨害や報復を受けるおそれがあるような情報が提出書面に記載されていないかどうかを確認した上で書面を提出すべきことを教示することが相当と考えられる。特に留意が必要な書面としては、訴状のほかに、受託証明書、証拠申出書、委託者の陳述書などが考えられる。

また、書面が提出される都度、前記と同様に、被告に知られると支障のある情報が記載されていないことを原告又は代理人において確認したかどうか、改めて注意喚起することも有用である。

なお、委託者の特定の有無や付近住民性が争点となった場合等訴訟の進行によっては、委託者の匿名性を確実に確保できないこともなくはないから、その旨を上記の教示の際、併せて原告に注意喚起することも考えられる。

## 2 証人（本人）尋問における留意点

### (1) 遮へい、ビデオリンクの活用

本制度において、委託をした付近住民本人や住民側の証人の尋問（以下「証人等尋問」という。）が実施される場合は、附帯決議の趣旨に則り、証言を行う者が、被告や傍聴人から精神的な圧迫や危害を受けることがないような配慮が求められる。そのような配慮としては、証人等尋問におい

ては、民訴法第203条の3で遮へいの措置、同法第204条第2号でビデオリンク方式による尋問の制度があり（同法第210条で準用する場合を含む。）、これらを効果的に利用することが考えられる。

遮へいの措置は、犯罪被害者等が被尋問者として加害者や傍聴人の前で陳述する場合、加害者や傍聴人から見られていること、又はこれを意識することによって、強い精神的圧迫を受けることがあり、このような精神的負担を軽減することを目的として存在する措置である。遮へいの措置には、①被尋問者と当事者本人等との間の遮へい、②被尋問者と傍聴人との間の遮へい、③被尋問者と当事者本人等及び傍聴人との間の遮へいをする方法がある。一方、ビデオリンク方式による尋問は、犯罪被害者等が被尋問者として公開の法廷で尋問を受ける場合、裁判官、当事者及び傍聴人が在席する法廷という場所的要因により精神的圧迫を受けるおそれがあり、このような精神的負担を軽減するため、被尋問者を別室に在室させて映像等の送受信による通話の方法により尋問することを可能としたものである。

暴力団事務所の使用差止請求事件においては、被告やその関係者から見られていることにより、被尋問者が精神的圧迫を受ける可能性があると考えられる。このような精神的負担を軽減するためには、被尋問者の希望がある場合など、必要に応じて、遮へいの措置やビデオリンク方式による尋問を利用することが有用と考えられる。

なお、遮へいの措置とビデオリンク方式による尋問は併用することも可能である。ビデオリンク方式による尋問を行う場合において、被尋問者が当事者本人である暴力団員や傍聴人からモニターを通じて顔を見られていることを意識することによって、強い精神的圧迫を受けるおそれがある事案や、遮へいの措置をとる場合において、尋問の実施中、当事者本人である暴力団員が衝立越しに被尋問者の顔をのぞき込むなどの不当な言動をするおそれがある事案等においては、法律上の要件を満たすのであれば、遮へいの措置とビ

デオリンク方式による尋問を併用することも考えられる。

おって、遮へいの措置等をとった場合の手続等については、平成20年3月19日付け最高裁判所事務総局民事局第一課長、同家庭局第一課長、同総務局第三課長及び同経理局監査課長事務連絡「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定に伴う通達の整備等について」別添「民事訴訟における付添い等の措置に関する参考資料」に詳しい記載があるので参考にされたい。

## (2) 被尋問者の特定及び尋問調書の記載

本制度における証人等尋問については、被尋問者に対する妨害や報復のリスクを避けるため、被尋問者を正確な住所等によることなく特定してその尋問を申請し、裁判所も同様の方法で被尋問者を特定して採用し、実施することが考えられる。

受訴裁判所が被尋問者の特定について配慮を行った場合には、尋問調書もこのような配慮に基づく特定の手法を適切に記録化するという観点から作成されるべきであり、受訴裁判所が期日において正確な住所等を用いずに被尋問者の特定を行ったときは、尋問調書においても、被尋問者の正確な住所等を記載すべきではないということになる。また、被尋問者が記載する出廷カードは、被尋問者と採用された証人（本人）とが同一人であることを確認するために作成させるものであるから、請求及び採用の段階で特定に用いられていない正確な住所等を記載させることに意味はない。このような場合に、安易に正確な住所等を記載させて、被告に被尋問者の正確な住所等が明らかになることのないように配慮する必要がある。

## (3) 証人等尋問前後の配慮

尋問当日に、被尋問者と暴力団関係者が顔を合わせないように配慮する必要がある。ビデオリンク方式による方法をとった場合、被尋問者は同一庁舎の別室や他の裁判所に出頭することになるが、同一庁舎内で行う場合

には、開廷前後に庁舎内で顔を合わせることがないように、代理人と事前に調整するなどの配慮が必要となろう。また、遮へいの措置をとった場合、被尋問者の要望に応じて、被尋問者が入廷するに際しても当事者席及び傍聴席から見えないよう、例えば、法廷入口から尋問席までを衝立で隠すなどの配慮をすることも考えられる。